

◆マイナンバーについて◆

1. 申請時の身元確認及び番号確認の実施

マイナンバー制度の施行に伴い、申請書類の一部にマイナンバー記入欄を設けました。マイナンバーを記載していただいた書類については、提出時に窓口にて「身元確認」及び「番号確認」の両方が義務付けられています。

【身元確認及び番号確認とは】

個人番号が記載された申請書を提出する際、「その記載された番号が正しいことの確認（番号確認）」と、「他人が成りすましをしていないかの確認（身元確認）」の2つをさせていただきます。

2. それぞれの確認に必要な書類

申請等を窓口でする際、それぞれの確認に必要な書類の一例は次のとおりです。

なお、郵送で申請等する場合には、確認書類の写しが必要となりますので忘れずに同封してください。

申請書等を提出する方	番号確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)	身元確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)	代理権の確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)
申請者（保護者）	<ul style="list-style-type: none"> ✓申請者（保護者）の個人番号カード （1枚で両方の確認が可能） 		なし
【注】右記書類は申請者（保護者）のものをご用意ください。	<ul style="list-style-type: none"> ✓申請者（保護者）の通知カード ✓申請者（保護者）の個人番号が記載された住民票の写しなど 	<ul style="list-style-type: none"> ✓運転免許証、パスポートなど顔写真付きの証明書 ✓被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類 	
上記以外の方 (代理の方)	<ul style="list-style-type: none"> ✓<u>申請者（保護者）の</u>個人番号カード（写し可） ✓<u>申請者（保護者）の</u>通知カード（写し可） ✓<u>申請者（保護者）の</u>個人番号が記載された住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓<u>代理人の</u>個人番号カード ✓<u>代理人の</u>運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 ✓<u>代理人の</u>被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類 	<ul style="list-style-type: none"> ✓委任状 ✓<u>申請者（保護者）の</u>健康保険証、運転免許証又はパスポート（写し可）等

(※) 個人番号カードの表面のコピーにより本人確認を行う場合、表面は臓器提供意思表示欄など高度な個人情報も含まれることから、個人番号カード交付時にお渡しするカードケースに入れたままのコピーを可としますが、裏面はマイナンバーを表示しなければならないことから、ケースを外してコピーをしてください。

3. マイナンバー制度の施行に伴う添付書類の省略可否について

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に際してマイナンバーを記載していただくことを条件に、各申請毎に定められた添付書類を省略することができるとされておりますが、令和2年5月1日現在、多くの医療保険者において、情報連携の対応ができていない状況にあります。

このため、添付書類の提出をお願いしているところですが、今後、情報連携が可能となれば、添付書類の省略についてお知らせいたします。